

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年11月26日午後2時30分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時30分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7 番	宮島 直也	10 番	田中 隆
-----	-------	------	------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第 37 号議案から第 40 号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書 1 ページをご覧ください。第 37 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書 2 ページをご覧ください。番号 1 番。申請の理由は勤務地付近で農業を行いたいためです。

【議案説明】

 譲受人は名古屋市に住んでおり、みかんやかきを耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難で後継者もないため、申請地を耕作できる人を探していたところ、申請地の隣地の教会に勤めている譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得するため、11月19日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、昔から親の手伝いで農業を行っており、勤務地でもみかん、いちじく、ぶどうを耕作していること、申請地ではみかんやいちじくの果樹を育てること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 続いて番号 2 番。申請の理由は、営農規模拡大です。

【議案説明】

 譲受人は犬山市に住んでおり、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は遠方に住んでおり申請地の管理が困難となってい

たため、申請地を耕作できる人を探していたところ、申請地付近に居住する譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます

議案書 3 ページをご覧ください。番号 3 番。申請の理由は、生前贈与のためです。

【議案説明】

譲受人は犬山市に住んでおり、水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難となっており、譲受人である息子やその家族に耕作を任せる機会が多くなっております。今後も、息子が主となって申請地の耕作を行っていくため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書 4 ページをご覧ください。第 38 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 5 ページをご覧ください。番号 1 番。転用の目的は有料老人ホームの建築です。

【議案説明】

譲受人は江南市で有料老人ホームの経営を行う法人です。江南市の老人ホームは利用者が多く、営業規模拡大に伴い新しい有料老人ホーム建築の計画がありました。申請地は、定期訪問医療や緊急の際に対応していただいている連携医療機関がある

犬山市内で県道 6 4 号に面しており利便性がよく、営業の見通しが立つことから本申請となりました。

地図資料の 3 1 ページを御覧ください。申請地の雨水は集水桝で集めて北側水路へ排水します。汚水は北側の下水本管にて処理をします。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 9 番、エー（ア）－ a －（a）、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域で、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号 2 番。転用の目的は分譲住宅です。

【議案説明】

譲受人は東京都に本社を置き、建築工事や不動産販売業などを営む法人で、犬山市富岡地区にも営業所を開設しています。犬山市内において分譲・建築用地を検討していたところ、土地所有者より申し出があり本申請となりました。

地図資料の 3 6 ページを御覧ください。本申請地は市街化調整区域ですが、都市計画法第 3 4 条第 1 1 号に基づいて市が条例により規制を緩和している区域にあたるため、分譲住宅の建築が可能となっています。本申請地は区域内の南側に位置します。

地図資料の 3 8 ページを御覧ください。申請地の雨水は集水桝で集めて南側道路側溝へ排水します。汚水は浄化槽にて処理をし、雨水とともに南側道路側溝へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エー（ア）－ b －（b）、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準

は右側の 36 番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書 6 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は駐車場です。

【議案説明】

譲受人は申請地付近で自動車部品製造業を営む法人です。事業の拡大に伴い、本社敷地内に新たに第 3 工場を新設することとなり、それに伴う従業員増加に対応するための駐車場を確保する必要がありました。申請地は本社からも近く、必要最小限の面積で必要台数を確保することができるため本申請となりました。

地図資料の 43 ページを御覧ください。申請地の雨水は敷地内で自然浸透にて処理をします。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書の 7 ページをご覧ください。第 39 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の 8 ページをご覧ください。番号 1 番。

本件は、令和 6 年 11 月 19 日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に山林の一部となっております。急傾斜地で転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂って山林となっております、機械等を使って農地として再生することは困難な状態で、非農地であると見込まれます。

続いて番号 2 番。

本件は、令和 6 年 1 1 月 1 9 日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に草が生い茂っており原野となっております。周囲に農地はなく、隣接する道路よりかなり低いところに位置し、耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、申請地に機械等が入ることが難しく農地として再生することは困難な状況で、非農地であると見込まれます。

議案書の 9 ページをご覧ください。第 4 0 号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

整理番号 1 番。事業計画は、農用地区域へ編入するものです。

2 ページの附図 8 号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が対象地です。対象地は、社会福祉施設を建築する申出があり、北側の土地と併せて、昨年度に農用地区域から除外しました。しかし、建築のための補助金を受給できず農地転用が行われないうまま計画は中止となりました。北側の土地については、別の事業者より有料老人ホームが計画されることになりましたが、申出地は利用計画がない状況です。申出地は、東側、西側、南側を農用地区域の畑で囲まれており、具体的な転用計画がなくなったことから、編入することが相当であると見込まれます。5 ページに中止となった社会福祉施設の土地利用計画図を添付しておりますので、参考としてください。

続いて整理番号 2 番。建設計画は、駐車場 9 台分と資材置場、作業場の整備です。

申出者は主に建設業と農業関係の事業を営む法人です。事業

の拡大によって、従業員並びに協力業者の車両等の駐車場や資材置場、作業スペース等が不足している状況で、現在は、西側隣地の空きスペースに資材を置き、無理やり詰めて駐車しており業務に支障がある状況となっているため、本社に非常に近く従来の駐車・作業スペースの隣地である土地で、本申出を行うこととなりました。

８ページの附図８号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地は、南西５０ｍ程の位置に申出者の本社があり、事業の効率性・利便性が高いため必要性があり、農用地区域外の土地で代替することは困難であると認められます。申出地の西側には倉庫や駐車場があり、南側は宅地で集落に近接しているため、農用地区域の周辺部と判断しております。

９ページの周辺図をご覧ください。申出地の北側及び東側は農用地区域に面しており、本計画により東側の田の排水口がなくなるため、当該農地の南西および西側に新たに排水口を設置して水の流れを確保します。このため、申出地を除外しても周辺農地の地形的連続性を損なわず、農作業への支障は軽微と認められます。

申出地周辺において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

１１ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の北側、東側、南側には、コンクリートブロックとフェンスを設置して農地への土砂等の流出を防止します。雨水は、透水性アスファルトにより浸透させます。また、本計画により東側の田の排水口がなくなるため、当該農地の南西および西側に新たに排水口を設置します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。事業スケジュールは、令和７年５月着工を予定しております。

整理番号 3 番。建設計画は、駐車場 15 台分です。

申出者は運送業等を営む法人です。現在、本店付近と申出地の南側隣地で駐車場を使用していますが、本店付近の駐車場について、土地所有者の都合により解約することになったため、駐車場を確保する必要が生じました。本店は代表者の自宅と兼用して管理事務のみ行っているため、犬山市で所有する駐車場の近隣で車両をまとめて管理することにより業務効率や従業員の利便性の向上を図りたいと考え、本申出を行うこととなりました。

14 ページの付図 8 号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地は申出者の所有する駐車場の隣地にあるため、車両をまとめて管理して事業効率の向上を見込める場所で、農用地区域外の土地で代替することは困難であると認められます。また、申出地は、北側が店舗、東側が道路、南側は申出者の所有する駐車場があるため、農用地の周辺部にあると判断しております。

15 ページの周辺図をご覧ください。西側の田とはあぜで区切られて用排水も独立しているため、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、周辺の農作業への支障は軽微と認められます。

農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

17 ページの利用計画図をご覧ください。申出地は、周囲に擁壁等を設置して土砂等の流出を防止します。申出地からの汚水排水はなく、雨水は、透水性アスファルトにより浸透させる計画であり、既存の土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。事業スケジュールは、令和 7 年 4 月着工を予定しています。

整理番号４番。建設計画は、駐車場５３台分です。

申出者は、昭和４２年に設立され、犬山市で部品・機器等の製造業を営む法人です。近年、順調に受注が増加しているため、本社工場敷地内に新工場の建築を計画しており、それに伴って敷地内の従業員駐車場の一部を移転する必要があるため、本申出を行うこととなりました。

２０ページの付図８号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地の南東２００ｍ程の位置に本社があり、従業員の通勤などの安全性・利便性が高い場所のため、農用地区域外の土地で代替することは困難であると認められます。また、申出地は、西側が宅地、北側が雑種地となっており、農用地区域の周辺部と判断しております。申出地の東側と南側は農用地区域に面していますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

２３ページの利用計画図をご覧ください。申出地の東側と南側にはコンクリートブロックを設置して農地や水路への土砂等の流出を防止します。申出地からの汚水排水はなく、雨水は、透水性アスファルトにより浸透させ、大雨の際の対策として南東側に集水枥を設置して、東側排水路への排水を可能とする計画であり、既存の土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。事業スケジュールは、令和７年１１月着工を予定しています。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第３７号議案から第４０号議案までの説

明がありました。これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長

私から1つ質問よろしいでしょうか。第38号議案の整理番号3、こちらに愛知用水土地改良区意見書添付と記載がありますが、申請地は畑ですよね。入鹿用水土地改良区だと畑の場合、賦課金や土地改良区との調整等が必要ないと思いますが、愛知用水土地改良区は畑の場合でも手続きが必要なんですか。

事務局

ただいまの会長からのご質問にお答えさせていただきます。

3番の案件ですが、いずれも登記現況ともに畑であり、水田ではございません。ただ、申請地が愛知用水土地改良区の受益地のエリア内にありまして、畑の部分につきましても協議が必要な土地というのがいくつか指定されているそうです。今回は事業者から、土地改良区へ所在地番をご紹介いただきまして、何らかの協議が必要か確認をしていただいたところ、転用内容についての協議が必要との回答がございました。そのため土地改良区との調整した結果、意見書を添付という形で、書類の方を転用申請書と一緒にいただいております。ごく一部なんですけれども畑地のかんがい施設もあるそうなので、そういった一部の畑につきましては手続きが必要ということで、愛知用水土地改良区の方で整理されているものと考えられます。

議長

わかりました。もう一件、農用地利用計画変更申出書の整理番号1番、申出者が犬山市長となっておりますが、要は犬山市が社会福祉施設を作ろうと計画を進めていたけれども頓挫したという考えでよいでしょうか。

事務局

ご質問にお答えします。犬山市ではなく、一般の事業者が社会福祉施設を計画しておりました。事業者が農振除外を行い、除外が完了して農地転用に移ろうとしたんですが、資金計画が頓挫しまして、農地転用ができなくなりました。今回の案件

は、市としては、このまま除外したままでは良くないので、元の農用地に戻すための申出となっております。除外をして、社会福祉施設を計画していたのは事業者なのですが、除外された状態から農用地へ戻すのは市の計画となっております。

議長 申出地は結構面積が大きいですね。土地を手放せたと思っていた矢先に計画が頓挫してしまい、再度土地所有者にて管理をすると、これは結構大変だと思うんですが、ご本人さんは土地を管理する意向はあるんですか。

事務局 ご質問にお答えします。本申出の前に、本人さんに同意をいただき、同意書が添付されております。また、現在申出地が不耕作地で草木が生えている状況で、草刈の指導も事務局から送付しておりますが、そちらについても草刈の計画について回答をいただいているため、現状から解消していくというような流れになっています。

議長 ありがとうございます。写真を見ると竹が入っていますよね。本人は今の時点でそうおっしゃるだろうけれども、結構大変ですね。引き続きこの件は注視していただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分位ということで、14時20分まで地区審議をお願いします。

午前14時 5分 地区審議

午前14時20分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第37号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1 番、2 番について、城東地区お願いします。

安田委員

5 番の安田です。

1 番、2 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

3 番について、楽田地区お願いします。

田中委員

10 番の田中です。

3 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第37号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第38号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について、犬山地区お願いします。

宮田委員

2 番の宮田です。

1 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

2 番、3 番について、城東地区お願いします。

安田

2 番の安田です。

1 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第38号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第39号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1番、2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番、2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第39号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第40号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。
1 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 3 番、4 番について、城東地区お願いします。

河村委員 9 番の河村です。
3 番、4 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。
ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第 40 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。議案書の 10 ページをご覧ください。報告第 18 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 5 件です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。
これで本日予定しました案件は全て終了しました。
これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。